

GHG プロトコルにおける Scope3 算定報告基準について

企業の温室効果ガス排出量の算定方法として、国際的なガイドラインである GHG プロトコルが開発されており、その中でサプライチェーン全体の排出量を算定するための Scope3 算定報告基準が開発されている。企業のサプライチェーンにおける排出量の算定する際の算定範囲を検討するにあたり、この Scope3 算定報告基準におけるカテゴリー分類が参考になると考えられる。

1 GHG プロトコルにおける算定報告基準

(1) GHG プロトコルの概要

GHG プロトコルイニシアチブは、米国の環境 NGO である「世界資源研究所 (World Resources Institute, WRI)」及び「持続可能な発展のための世界経済人会議 (World Business Council for Sustainable Development, WBCSD)」を中心に世界中の事業者、行政組織、NGO、学術組織など様々な利害関係者が参加し、その合意に基づいて GHG の算定・報告基準を開発するためのプロセスである。

このイニシアティブの目的は企業の GHG 排出量を算定・報告するための世界に認められた基準やガイドラインを開発することであり、開発した基準の利用を広く促進していくことである。GHG プロトコルイニシアチブはこれまでに下表に示す基準を公表している。これらの基準はその使用目的によって内容が異なっている。

表 1 GHG プロトコルイニシアチブが公表済みの基準

基準名	公表年
Corporate Accounting and Reporting Standard	2004
Project Accounting Protocol and Guidelines	2005
Land Use, Land-Use Change, and Forestry Guidance for GHG Project Accounting	2006
Guidance for Quantifying GHG Reductions from Grid-Connected Electricity Projects	2007
Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard	作成中
<u>Scope 3 Accounting and Reporting Standard</u>	作成中

表2 GHG プロトコルの各基準の適用範囲・使用者

基準の種類	適用範囲
Corporate Accounting and Reporting Standard	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業レベルの GHG 排出量 ・ 自主的、義務的な排出量の報告制度にこの基準を用いて参加することも可能 ・ GHG 排出量の算定時に使用する
Project Accounting Protocol and Guidelines	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が GHG 削減プロジェクトを開発するための手法を段階に応じて提供 ・ プロジェクトの開発、検証時に使用する
Land Use, Land-Use Change, and Forestry Guidance for GHG Project Accounting	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林再生や森林管理プロジェクトに関するガイダンスを提供 ・ プロジェクトの開発、検証時に使用する
Guidance for Quantifying GHG Reductions from Grid-Connected Electricity Projects	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素電源の開発や電力使用量の削減プロジェクトに関するガイダンスを提供 ・ プロジェクトの開発、検証時に使用する
Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の製品やサービスの排出量を算定するための基準 ・ LCA の実施、製品の開発時に使用する
<u>Scope 3 Accounting and Reporting Standard</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業レベルの GHG 排出量の報告を上流や下流を含む報告に拡大したいと考える企業に対してガイダンスを提供するもの ・ データ収集や GHG 排出量の算定時に使用する

(資料：Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard (ドラフト (2010年1月)) をもとに作成)

(2) GHG プロトコルにおける組織境界

GHG プロトコルにおける「Corporate Accounting and Reporting Standard」では、事業者が GHG 排出量を算定するに当たって、子会社などのグループ企業等を含めた算定を行う際の組織境界を設定する方法に対するガイドラインが示されている。事業者は以下に示す出資比率基準又は支配力基準のいずれかに従って連結した GHG 排出量を報告することとしている。

出資比率基準：対象の事業からの GHG 排出量をその事業に対する出資比率に従って算定する。

支配力基準：支配下の事業からの GHG 排出量を 100%算定する。出資比率が高くても支配力*を持っていない場合は算入しない。

*支配力は財務支配力(当該事業者の財務方針および経営方針を決定する力を持つ)または経営支配力(当該事業者に対して自らの経営方針を導入して実施する完全な権限を持つ)のどちらかの観点から定義できる。

(3) Scope の考え方

サプライチェーンにおける GHG 排出量の捉え方として、GHG プロトコルでは Scope を 3 つに分類している。それぞれの Scope の範囲は以下のとおり。

Scope 1： 事業者が所有又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出

Scope 2： 電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

Scope 3： Scope 2 を除くその他の間接排出

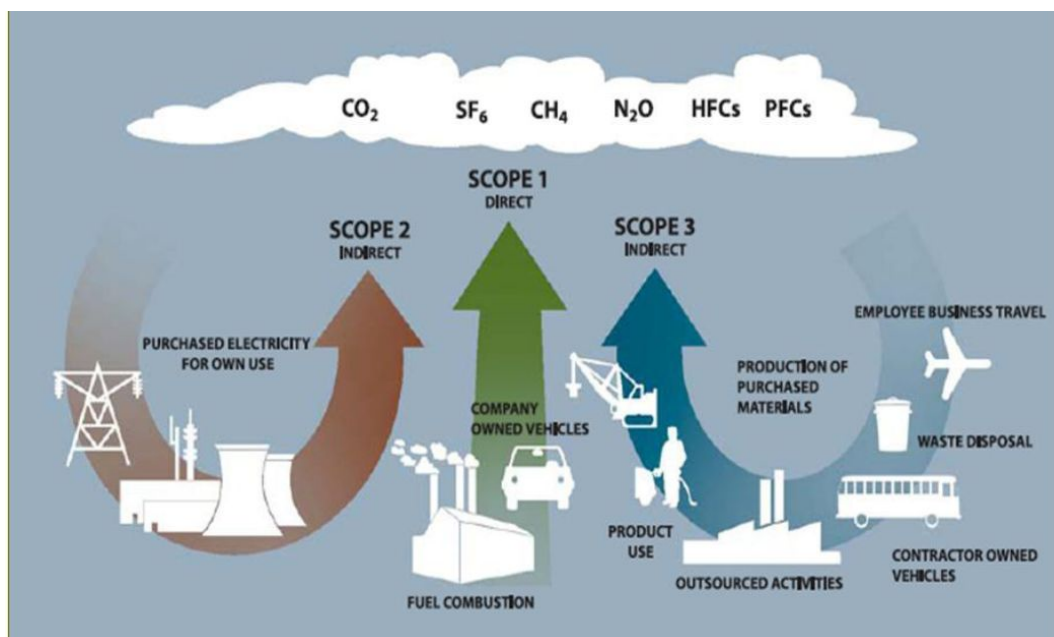


図1 Scope1,2,3のイメージ

(出典：Scope 3 Accounting and Reporting Standards (ドラフト(2010年1月)))

(4) Scope 3 Accounting and Reporting Standard の概要

近年多くの事業者が自らのバウンダリーを超えたサプライチェーンでの排出削減を重視しており、上流、下流双方の影響を考慮した算定・報告基準の策定が求められている。このような社会のニーズの中で、Scope3 に対する算定・報告基準を提供するために開発されている基準が“Scope 3 Accounting and Reporting Standard”である。本算定・報告基準は2010年1月にドラフトが発表され、2010年12月に最終版が公表される予定である。また、本基準では Scope3 排出量を 16 のカテゴリーに分けて定義している。表4に本算定・報告基準における16カテゴリーの概要を示す。

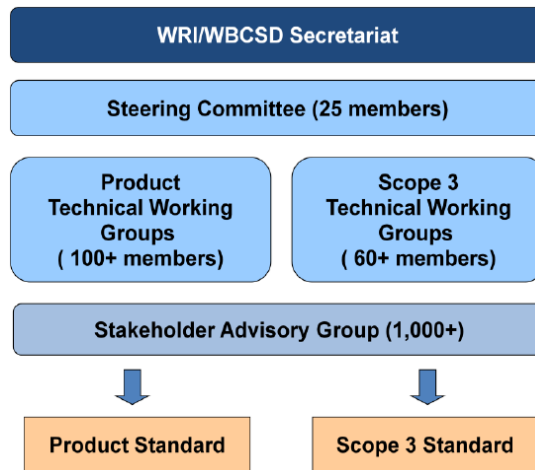


図 2 開発プロセス

(出典：Scope 3 Accounting and Reporting Standards (ドラフト (2010年1月)))

表 3 開発スケジュール

Date	Activity
November 2007	✓ Survey and consultations to assess need for new standards
September 2008	✓ Steering Committee Meeting #1 (Washington DC) ✓ Technical Working Group Meeting #1 (London)
January 2009	✓ Working groups begin drafting
March 2009	✓ Steering Committee Meeting #2 (Geneva)
June 2009	✓ Technical Working Group Meeting #2 (Washington DC)
August 2009	✓ Stakeholder webinar and comment period
October 2009	✓ Steering Committee Meeting #3 (Washington DC)
November - December 2009	✓ First draft of standards released for stakeholder review ▪ Five stakeholder workshops (in Berlin, Germany; Guangzhou, China; Beijing, China; London, UK; Washington, DC, USA) ▪ Stakeholder comment period on first drafts
January - June 2010	▪ Pilot testing by several companies
Summer 2010	▪ Public comment period on second drafts
December 2010	▪ Publication of final standards

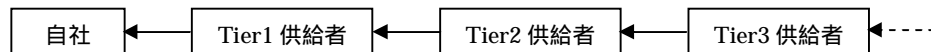
(出典：Scope 3 Accounting and Reporting Standards (ドラフト (2010年1月)))

表 4 Scope 3 のカテゴリー

(資料：Scope 3 Accounting and Reporting Standards (ドラフト(2010年1月))をもとに作成)

カテゴリー		Scope1 として報告すべき者	概要
上流	1	購入した商品・サービス—直接供給者(Tier1)の排出	Tier1 の供給者 直接供給者の Scope 1,2 の排出である。また、委託製造、データセンター、外注サービスなどの外注先の活動も含む。
	2	購入した商品・サービス—cradle-to-gate	Tier1,2,3,4・・・の供給者 報告企業の事業への入力となる資源やサービスの提供に係る上流側の排出を指し、報告企業が購入する以前のライフサイクルに係る排出である。
	3	Scope2 に含まれないエネルギー起源 CO2	エネルギー供給者 報告企業が消費した電力、蒸気、温熱、冷熱(購入、自家発ともに含む)の生成時に消費する燃料の抽出、精製、輸送に係る排出である。また、最終消費者に売るために購入した電力、蒸気、温熱、冷熱に係る排出も対象となる。
	4	資本設備	資本設備の供給者 所有または支配下にある資本設備(製品の製造、サービスの提供、店舗、商品の配送において使用する設備)の製造に係る上流の排出である。
	5	輸送、配送(入荷)	物流業者 製品・サービス・資源・燃料の外部物流・配送(中間物流、配送を含む)・外部貯蔵・廃棄物の外部輸送に係る排出である。
	6	出張	旅客事業者 雇用者の出張に係る排出である。
	7	事業活動からの廃棄物	廃棄物管理業者 事業から出る廃棄物の輸送、処理に係る排出である。
	8	フランチャイズ	フランチャイズ主宰者 フランチャイズ加盟者の Scope1,2 に含まれないフランチャイズ主宰者の事業に係る排出である。加盟者が報告する。
	9	リース資産	賃貸人 賃貸人の Scope1,2 に含まれないリース資産の製造、運転に係る排出が対象ある。賃貸人が報告する。
	10	投資	投資を受ける企業 Scope1,2 に含まれない固定資産投資や株式投資のような投資に係る排出である。
下流	11	フランチャイズ	フランチャイズ加盟者 フランチャイズ主宰者の Scope 1,2 に含まれないフランチャイズ加盟者の事業に係る排出である。主宰者が報告する。
	12	リース資産	賃貸人 賃貸人の Scope 1,2 に含まれないリース資産の製造、運転に係る排出である。賃貸人が報告する。
	13	輸送、配送(出荷)	物流業者、小売店 製品の輸送、配送、貯蔵、小売に係る排出である。
	14	販売した製品の使用	消費者 製品の使用時における排出である。
	15	販売した製品の廃棄	廃棄物管理業者 使用後の製品の廃棄に係る排出である。
16	雇用者の通勤	雇用者 雇用者の出退社に係る排出である。また、テレワーキングなどの雇用者からの排出も含む。	

(注) Tier は供給者の順番を示す。すなわち Tier1 は自社にとっての直接供給者であり、Tier2 は直接供給者にとっての直接供給者となる。



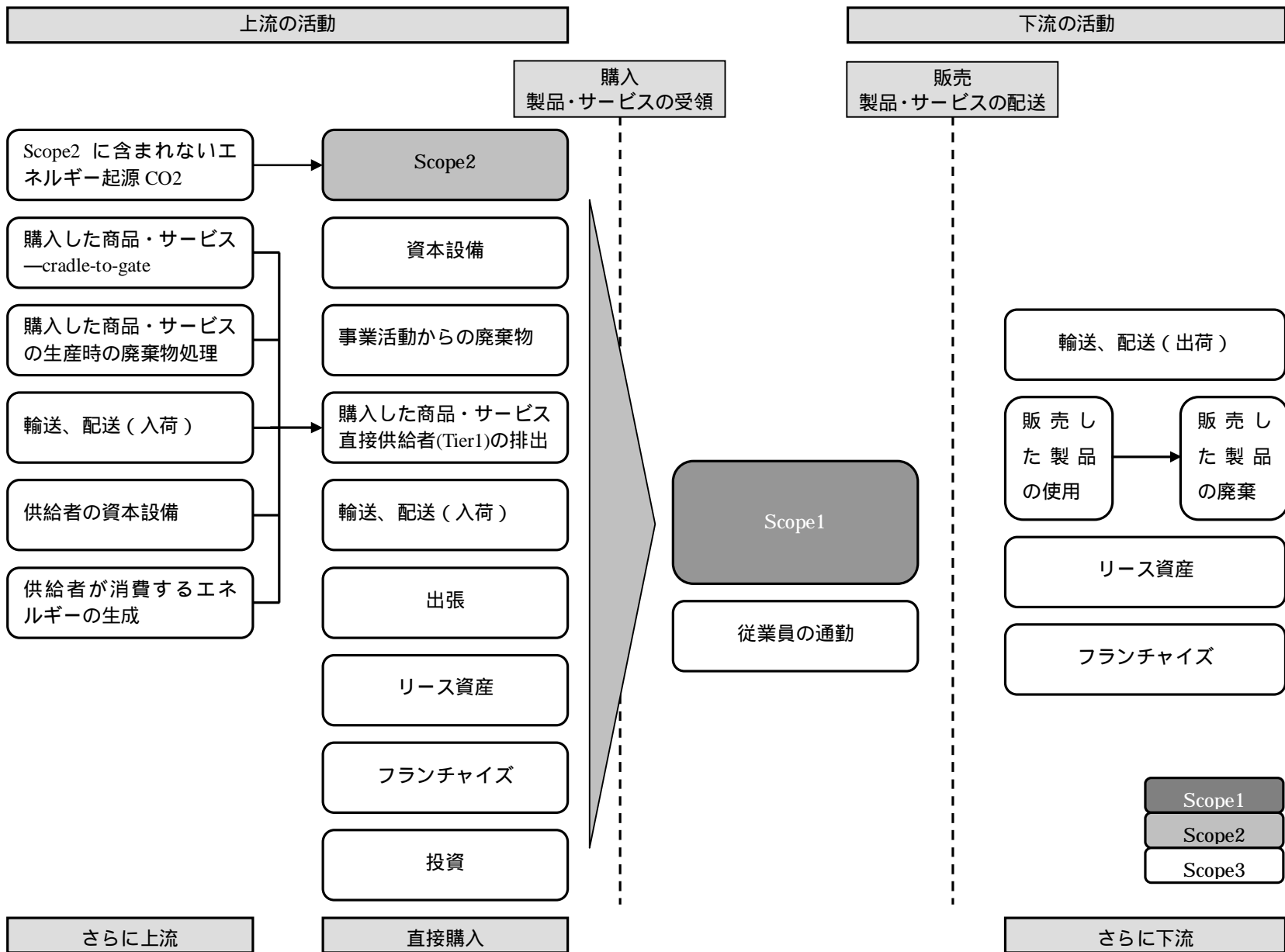


図3 Scope3の概念図（資料：Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard（ドラフト（2010年1月））をもとに作成）